

令和7年度 海匝農業事務所 事業概要



千葉県海匝農業事務所

本所 〒289-2141 千葉県匝瑺市八日市場ハ671

総務課・地域整備課・指導管理課 TEL0479(72)1556

分庁舎 〒289-2504 千葉県旭市二の1997-1

企画振興課 TEL0479(62)0156 改良普及課 TEL0479(62)0334

は　じ　め　に

海匝地域は、大消費地である首都圏に隣接し、豊かな土地資源と温暖な気候に恵まれた環境のもと、農業に携わる皆様方のたゆみない努力により、農業産出額（令和５年度）が県産出額の約２割を占め、全国第４位の本県農業の主要な一翼を担うとともに、全国の市町村別農業産出額（令和５年）においては、旭市は第５位、野菜部門では旭市が第１２位、銚子市は第１７位、さらに、豚部門では旭市が第２位など、全国有数の農業地域となっています。

しかしながら、昨今の農業・農村を取り巻く環境は大きく変化し、農業従事者の減少や担い手の高齢化、集落機能の低下等が進む一方で、スマート農業などの先端技術の導入が進んでいます。また、近年は気象災害の激甚化・頻発化や高病原性鳥インフルエンザなど急性悪性家畜伝染病の発生等、厳しい状況にあります。

このような中、県農林水産部では、「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」を実現するための具体的な取組を示す「千葉県農林水産業振興計画」（２０２２～２０２５）に基づき、「力強く、未来につなぐ　千葉の農林水産業」を目標に掲げ、次世代を担う人材の育成・確保や、農林水産業の成長力の強化等の施策を展開し、農業者の所得向上に向けた取組を進めることとしております。

当農業事務所におきましても、この計画を地域として推進するため、当地域の実情に即した第６次「海匝地域農林業振興方針」（２０２２～２０２５）に基づき、『「食の宝庫 海匝」の飛躍』を目指しております。

本振興方針に基づき、次世代を担う人材の育成・確保、スマート農業の加速化、生産基盤の強化・充実及び危機管理体制の強化など、各施策の推進に取り組んでまいります。

引き続き、皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年４月

千葉県海匝農業事務所長　大　須　賀　信　宏

目 次

はじめに	1
目次	2
I 海匠地域農業の概要	3
II 海匠農業事務所の概要	5
1 組織図	5
2 職員の配置状況	6
3 主な事務分掌	7
III 海匠地域農林業振興方針の概要	8
IV 各課の事業概要	11
1 企画振興課	11
2 改良普及課	23
(基盤整備関係)	
3 地域整備課	26
4 指導管理課	33
事業概要図	37
基盤整備事業一覧表	38
〔参考資料〕	
1 農業産出額	39
2 主要農作物作付面積	41
3 家畜飼養数	42
(参考) 主要指標に係る項目の解説	43

I 海匠地域農業の概要

1 立地条件

当管内は3市からなり、千葉県北東部で東京からの直線距離で約70～100kmに位置しています。九十九里海岸に接する「海岸砂地地帯」と広大な干潟耕地を含む「沖積平坦地帯」及びその後背地に位置する洪積関東ローム層の「北総東部台地地帯」に大別でき、気温は年平均で16℃前後、年間降雨量は1,700mm前後で積雪はほとんど見られず、海洋性気候により温暖な気候です。

○管内市町 銚子市、旭市、匝瑳市

(土地改良事業の所管区域: 香取市、東庄町、多古町、横芝光町の一部を含む4市3町で構成)



2 農業構造

令和6年の管内の耕地面積は13,780haで、田7,600ha、畑6,170haで田面積の比率(55%)がやや高くなっています。耕地面積は県全体の11.5%を占め県内第4位の広さですが、管内総面積に対する耕地面積割合は43.6%(県平均23.3%)で県内第1位です。

令和2年の農家数は4,511戸となっており、うち販売農家は3,756戸(83.3%)、自給的農家755戸(16.7%)で、農業経営体数3,899のうち、販売額3千万円以上の農業経営体数は493(12.6%)で、県全体の34.2%を占め、県内で最も高い割合となっています。

3 農業産出額等

令和5年の農業産出額(令和5年市町村別農業産出額(推計))は954.6億円で、県全体の23.7%を占めており、県内第1位となっています。

部門別では、野菜329.7億円(24.7%)、畜産512.7億円(34.2%)、米71.1億円(12.5%)で、野菜と畜産で9割近くを占めています。県内順位は、野菜、畜産がともに第1位、米は第4位となっています。

4 地区別の特産品

地区別に生産物の特徴をみると、銚子市・旭市の北総東部台地地帯では、露地野菜(キャベツ、だいこん、メロン、パセリ、スイートコーン等)を、旭市の海岸砂地地帯では施設野菜(きゅうり、トマト、いちご)を主体とした産地が形成されています。また、畜産は養豚、養鶏を主体に全域で盛んです。さらに、旭市では米と施設花き、匝瑳市では、ねぎ・ピーマン・米・植木類など、地域の特徴を生かした農業生産が活発に展開されており、水田では、旭市と匝瑳市において耕畜連携による飼料用米やWC S用稲等の生産が積極的に行われています。

5 海匝地域農業の主要指標

項 目	年	銚子市	旭 市	匝瑳市	海匝地域	千葉県	海匝割合	県内順位
世帯数(戸)	R7	25,027	25,265	13,151	63,443	2,916,769	2.2%	6
人 口(人)	R7	52,812	60,703	32,544	146,059	6,266,803	2.3%	6
農家数(戸)	R2	951	2,194	1,366	4,511	50,826	8.9%	8
販売農家数(戸)	R2	857	1,847	1,052	3,756	34,261	11.0%	4
自給的農家数(戸)	R2	94	347	314	755	16,565	4.6%	10
農業経営体数	R2	875	1,934	1,090	3,899	35,420	11.0%	4
経営耕地3ha以上農業経営体数	R2	243	433	242	918	5,820	15.8%	4
販売額3千万円以上農業経営体数	R2	155	285	53	493	1,441	34.2%	1
個人経営体のうち主業経営体数	R2	614	913	299	1,826	9,114	20.0%	2
経営耕地のある農業経営体数(経営体)	R2	841	1,854	1,060	3,755	34,544	10.9%	4
一農業経営体当たり経営耕地面積(ha)	R2	2.54	2.63	2.87	2.68	2.22	—	2
農業従事者数(人)	R2	2,321	5,016	2,514	9,851	83,894	11.7%	4
基幹的農業従事者(人)	R2	2,086	3,798	1,417	7,301	50,328	14.5%	2
基幹的農業従事者中65歳以上の割合(%)	R2	43.9%	54.5%	64.5%	53.4%	67.0%	—	10
総面積(ha)	R6	8,412	13,047	10,148	31,607	515,648	6.1%	10
耕地面積(ha)	R6	2,540	6,260	4,980	13,780	120,300	11.5%	4
田(ha)	R6	530	3,880	3,190	7,600	71,500	10.6%	4
畑(ha)	R6	2,010	2,370	1,790	6,170	48,800	12.6%	3
耕地面積/総面積(%)	R6	30.2	48.0	49.1	43.6	23.3	—	1
農業産出額(億円)	R5	233.8	559.4	161.4	954.6	4,029	23.7%	1
米(億円)	R5	5.3	35.4	30.4	71.1	569	12.5%	4
野菜(億円)	R5	144.8	160.2	24.7	329.7	1,336	24.7%	1
畜産(億円)	R5	81.9	339.5	91.3	512.7	1,501	34.2%	1
基盤整備率(%)	R6	21.8	64.0	40.4	47.7	50.5	15.2	2
田(%)	R6	22.2	79.4	35.7	57.1	58.0	13.1	3
畑(%)	R6	21.7	38.9	48.6	36.2	33.6	23.5	2
水稻(子実用)作付面積(ha)	R6	436	2,900	2,720	6,056	50,600	12.0%	4
乳用牛飼養頭数(頭)	R2	1,346	1,259	1,109	3,714	26,931	13.8%	—
肉用牛飼養頭数(頭)	H22※	4,567	7,150	5,074	16,791	41,003	—	—
豚飼養頭数(頭)	R2	12,680	249,202	23,222	285,104	575,219	49.6%	—
採卵鶏成鶏めす羽数(千羽)	R2	1,008	1,673	1,169	3,850	13,365	28.8%	—

※世帯数、人口 「千葉県毎月常住人口調査 R7.3.1現在」

※農家数、農業従事者等 「2020年農林業センサス」

※総面積 「令和6年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)」国土地理院

※耕地面積等「農林水産統計」

※各市農業産出額「市町村別農業産出額(推計)」農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果(農林水産省)

県農業産出額「農林水産統計」

※水稻作付面積「作物統計」

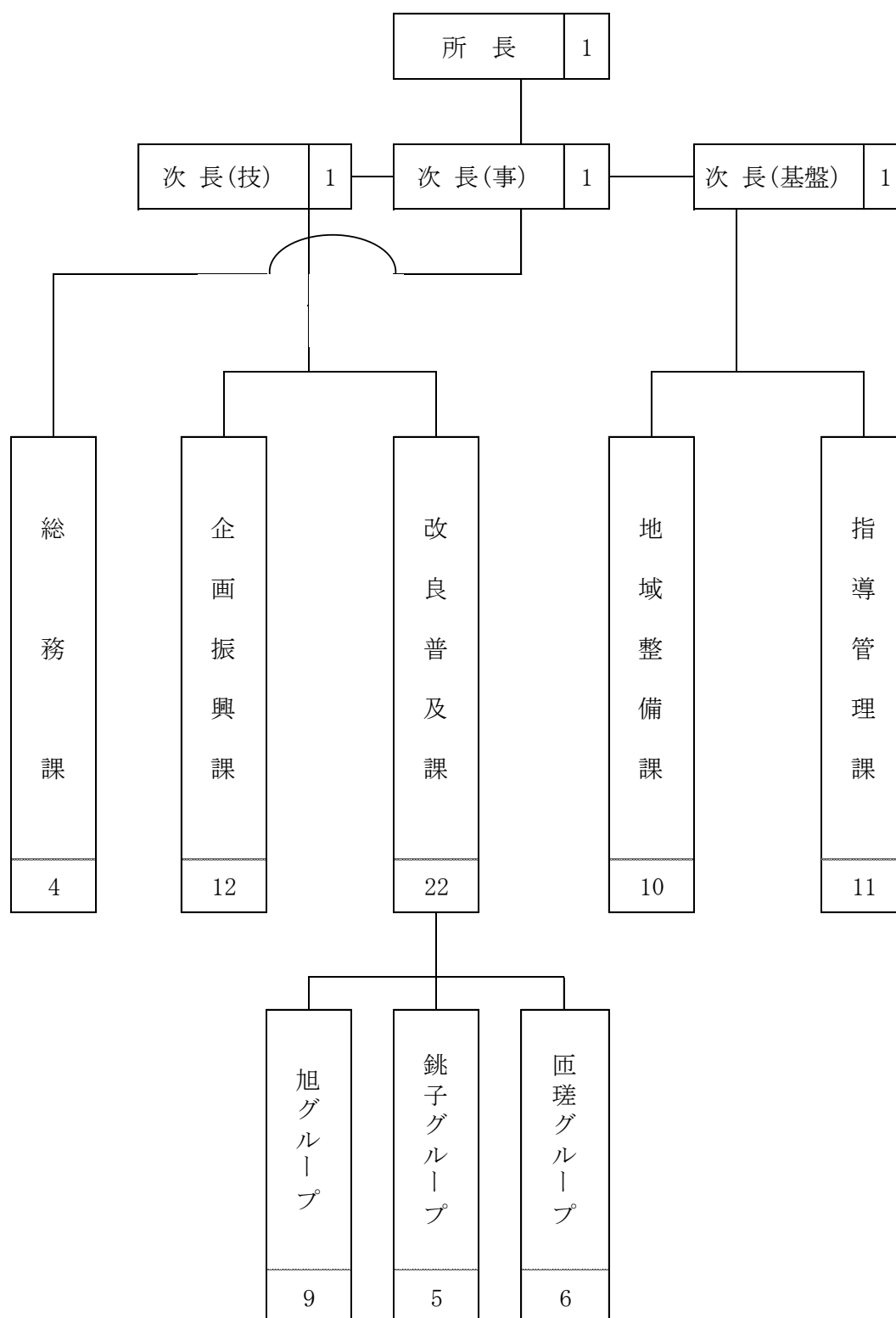
※家畜飼養数「2020年農林業センサス」(肉用牛の管内飼育頭数は、2010農林業センサス(2020は秘匿あり))

Ⅱ 海匠農業事務所の概要

1 組織図

令和7年4月1日現在

〔職員数 63 人〕



2 職員の配置状況

令和7年4月1日現在

区 分	所 長		次 長		課 長・主 幹・主 席 普 及 指 導 員		副主 幹		グ ル ー プ リー ダー ・ 主 任 上 席 普 及 指 導 員		主 査		上 普 及 指 導 員		席 及 副主 査		普 及 指 導 員		主 事 ・ 技 師		普 及 技 術 員		会 計 年 度 職 員	計		合 計	
	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事		技
—		1	1	2																				1	3	4	
総 務 課											1									3				4		4	
企 画 振 興 課					1	2		1	2		1	2				1	2			1	2			3	9	12	
改 良 普 及 課					2				4									4							22	22	
内 訳	課 長 ・ 主 席				2																				2	2	
	旭 グ ル ー プ								1					2									4		9	9	
	銚 子 グ ル ー プ								2							1							2		5	5	
	匝 瑳 グ ル ー プ								1														4		6	6	
地 域 整 備 課					1							1				2					5			1	1	9	10
指 導 管 理 課						1						1				2				2	4			1	4	7	11
夫 区 画 基 盤 整 備 課																											
事 務 ・ 技 術 別 計		1	1	2	4	1	2	4	2	4	3	1	6			4	6	11						13	50	63	
合 計	1		3		4	3	4	6	4	7	3	4	17	9	2									63		63	

3 主な事務分掌

課 名	分 掌 事 務
総 務 課	1 事務所内の総合調整に関する事 2 入札及び契約に関する事 3 土地、建物及び工作物の維持管理に関する事 4 庶務に関する事
企画振興課	1 地域の農業施策の企画立案に関する事 2 園芸振興対策に関する事 3 農産振興対策及び経営所得安定対策に関する事 4 畜産振興対策に関する事 5 農業近代化資金等の制度資金に関する事 6 農産物の販売促進及びグリーン・ブルーツーリズムに関する事 7 食育の推進に関する事 8 ちばエコ農業、ちばGAP及び環境にやさしい農業に関する事 9 食品適正表示及び農薬適正使用に関する事 10 農地集積及び担い手育成確保に関する事 11 農地法及び農業振興地域整備計画に関する事 12 耕作放棄地対策に関する事 13 野生鳥獣害対策に関する事
改良普及課	1 担い手育成に関する事 2 集落営農に関する事 3 農業経営基盤強化対策に関する事 4 産地づくりに関する事 5 経営に関する事 6 生活に関する事 7 作物・野菜・果樹・花き・畜産・生活の普及・指導に関する事 8 病害虫に関する事 9 環境にやさしい農業に関する事 10 気象・公災害に関する事
旭グループ	旭市担当
銚子グループ	銚子市担当
匝瑳グループ	匝瑳市担当
地域整備課	1 基幹水利施設ストックマネジメント事業(大布川、野田、新堀川、秋田川、東陽白浜地区)に関する事 2 経営体育成基盤整備事業(飯岡西部地区)に関する事
指導管理課	1 土地改良性事業新規地区の調査・計画に関する事 2 土地改良区に係る事務及び監督指導、統合整備に関する事 3 国営造成施設のうち県が管理委託されたものの維持管理に関する事 4 土地改良財産の管理委託及び譲与に関する事 5 事業用地の買収、物件等の補償及び借地に関する事 6 多面的機能支払交付金事業に関する事

Ⅲ 海匠地域農林業振興方針の概要

1 方針の性格

この方針は、『千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～』を実現するための具体的な取組である『千葉県農林水産業振興計画』を踏まえ、海匠地域の農林業振興の取り組む方向を示すものです。

2 方針の期間 2022～2025年度（令和4年度～令和7年度）（第6次方針）

3 基本方向

（1）目 標

力強く、未来につなぐ、海匠の農林業『食の宝庫 海匠』の飛躍

海匠地域の農業は、野菜と畜産で農業産出額の8割以上を占めることから、当地域の農業の更なる飛躍のために、野菜・畜産産地の維持発展とこれらを支える担い手の育成を図ることが重要です。また、生産技術の高度化を図るためのスマート農業の加速化や生産基盤の強化・充実、近年増加している災害への備えも重要となっています。

そのため、当方針においては、『次世代を担う人材の育成・確保』及び『農林業の成長力の強化』のなかの「スマート農林業の加速化」、「生産基盤の強化・充実」並びに家畜の防疫対策を含めた『災害等への危機管理強化』の4本柱を重点に、『市場動向を捉えた販売力の強化』、『地域の特色を生かした農山漁村の活性化』、そして各部門別の振興策をまとめた『力強い産地づくり』を加えた6つの施策を展開していきます。

（2）6つの施策と基本方向

A 次世代を担う人材の育成・確保

＜目標＞ 農林業経営力の向上と多様な人材の確保・定着

ア 農業経営力の向上

産地を牽引する経営感覚に優れた経営体を育成するため、生産技術の改善、経営面積や生産施設の拡大、雇用労働力の確保に向けた支援を行い、担い手を確保します。また、女性の経営や地域社会への参画や、集落営農組織の法人化を進め、経営の継続的な発展を図ります。

イ 農業を支える多様な人材の確保・定着

新規就農希望者に対し、就農定着までの相談から支援を行い、就農後は農業経営体育成セミナー修了生から、農業士、指導農業士といった段階別のリーダーを育成し、地域農業の核となるよう誘導します。また、地域や農家において、雇用労働力の確保・定着を図るための環境整備を進めます。

ウ 森林・林業を支える多様な担い手の確保・育成 <省略>

B 農林業の成長力の強化

＜目標＞ 県内一の農業産出額を支える生産基盤と生産技術の強化

ア スマート農林業の加速化

I C T技術等を活用したスマート農業による超省力化や高品質安定生産等の実現を目指します。また、スマート農業に対する農業者等のニーズを把握するとともに、試験研究機関や民間企業等と連携して、スマート農業技術を組み入れた、現場環境に応じた技術体系の確立と定着を進めます。

イ 生産基盤の強化・充実

競争力を高める基盤整備の推進として、農地の大区画化・汎用化を推進するとともに、用排水施設や農道の整備を推進し、農作業の効率化を図ります。また、基盤整備を契機として、担い手への農地集積・集約化を推進します。

さらに、農業水利施設の機能診断を実施して、機能保全計画を策定し、計画的な補修及び更新により、用排水施設の長寿命化を図ります。

ウ 農地利用の最適化

農地中間管理機構等との連携のもと、地域計画や基盤整備事業実施地区における地区内の合意形成等により、担い手や集落営農組織への農地の利用集積を促進します。また、荒廃農地の発生抑制のため地域ぐるみの農地の保全管理活動や、荒廃農地を活用した露地野菜や飼料作物の生産拡大の取組等を支援します。

エ 食の安全確保と消費者の信頼確保

農薬の安全使用や適正な管理が徹底されるよう農薬使用者への立入検査や指導等を行うとともに、農業の持続的発展と環境負荷低減に向けて、基準に沿った適正施肥を推進します。さらに、食品表示に対する消費者の信頼感を確保するため、食品販売店等へ食品表示法に基づく巡回調査を実施し、食品表示の適正化を推進します。

オ 環境に配慮した農林業の推進

地域農業の持続的発展を図るため、「ちばエコ農業」を中心に各種制度を活用して、環境に配慮した農業を推進します。特に、新規の取組や産地での取組について、経営・技術面の支援や産地の情報発信などにより取組拡大を推進します。

C 市場動向を捉えた販売力の強化

＜目標＞ 全国に誇れる豊富な農産物の販売促進と生産体制の強化

ア 需要を捉えた販売の促進

指定産地としての強みを活かした生産体制の強化を図ります。具体的には、集出荷設備の整備支援や販売促進活動の支援を行うほか、輸出なども見据えた力強い産地育成を推進します。

イ 地域資源を活用した需要の創出・拡大

地域資源を活用した6次産業化の推進やブランド力の向上を関係機関と連携して行うことで、新たな販路拡大、特産品の創出を図ります。また、食育と地産地消の推進を通じて、地域の食文化や農産物の知名度向上と、生産者と消費者の相互理解を図ることで、海産農産物のファンづくりを推進します。

D 地域の特徴を生かした農山漁村の活性化

＜目標＞ 農村の多面的機能の維持向上による農村の活性化と有害鳥獣対策

ア 農山漁村を支える活力の創出

農村地域の持つ多面的機能を維持・発揮するため、農業の生産活動等の継続や農村資源の保全・伝承等の取組を行う地域活動について支援します。また、直売所や農業体験施設等の整備・活用と情報発信により、農村の活性化を推進します。

イ 有害鳥獣対策

海匠地域野生鳥獣対策連絡会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、各市の有害鳥獣対策協議会の活動を支援し、防護、捕獲等の対策を推進します。

E 災害等への危機管理強化

＜目標＞ 気象災害及び家畜伝染病等への備えと危機管理体制の強化

ア 台風、豪雨など気象災害への備え

農業用ハウスの強靱化や、ため池の防災対策、排水路・排水機場の整備を進め、風水害への対策を行い、風水害等の被害を最小限に抑えます。また、農業収入保険等のセーフティーネットを推進するとともに、発災後の経営継続及び再開を支援します。

イ 家畜伝染病への備え

飼養衛生管理基準の遵守の徹底により家畜伝染病の発生予防を推進します。また、豚熱対策として、ワクチンの接種や、野生イノシシの侵入防止対策を推進します。

加えて、家畜共済や互助基金などセーフティーネットを推進するとともに、家畜伝染病発生後の経営継続及び経営再開を支援します。

F 力強い産地づくり

＜目標＞ 地域の強みを生かした産地の強化

ア 園芸振興

施設化の推進や省力機械等の導入による規模拡大、雇用労働力の確保による生産力の強化、災害に左右されない栽培方法の確立を支援します。また、集出荷選果施設等の整備、広域的な産地間連携を推進し、さらに、ICT等を活用したスマート農業の実現や各種検討会等の開催により、産地の維持・発展を進めます。

イ 農産振興

実需者から求められる「売れる米づくり」を推進するとともに、農地の集積・集約化による規模拡大や省力化並びに生産コストの低減など生産体制の整備に取り組みます。また、湿田が多く畜産が盛んな地域特性を生かし、耕畜連携による飼料用米を中心とした新規需要米等の拡大を図る水田農業経営の確立を目指します。

ウ 畜産振興

効率的な飼養管理技術の普及を進めるとともに、施設整備や機械導入を促進し、高収益型畜産の実現を目指します。また、耕種農家と畜産農家の連携強化や飼料生産受託組織の育成を支援し、飼料自給率の向上を図ります。加えて、耕畜連携を推進し、家畜ふん堆肥の利用による資源循環型農業の取組を促進し、環境と調和した畜産経営の展開を進めます。

さらに、高病原性鳥インフルエンザなどの急性悪性家畜伝染病の防疫体制を強化するため、農場HACCPの認証取得を支援し、畜産農家の防疫対策を推進します。

エ 森林・林業振興 《省略》

IV 各課の事業概要

1 企画振興課

(1) 園 芸

ア 園芸作物の生産振興

本地域の主力である野菜、花き等園芸作物の高品質・安定生産、生産性向上及び経営規模拡大を促進し、園芸産地の生産力強化のため、生産組織及び認定農業者等が実施する生産・出荷に係る機械・施設等の整備やICT等の活用によるスマート農業の取組に対し支援します。また、植木害虫防除対策等を支援します。

事業名	事業主体	補助率	事業内容
「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業（県単）	農業者団体、認定農業者、等（予定 37 件）	1/3、1/4 以内*	園芸産地の生産力強化を図るため、ハウス等生産施設及び省力作業機械等の整備や老朽化した園芸施設の改修、園芸におけるスマート農業の導入を支援する。 * 認定農業者の施設・機械等整備（強化枠、面積要件等あり）、共同利用及びスマート農業の導入は、補助率 1/3 以内
さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業（県単）	認定農業者等（予定 1 件）	1/3 以内	さつまいもの生産・流通体制の強化を図るため、育苗用施設や貯蔵施設の導入を支援する。
生分解性マルチ緊急導入支援事業	農業者が組織する団体（予定なし）	2/3 以内	農業生産の省力化と廃プラスチック排出量の削減を図るため、生分解性マルチの導入に対して支援する。
ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業（県単）	市町村（予定 1 市）	1/2 以内	県の木「イヌマキ」の害虫ケブカトラカミキリの被害拡大を防止するため、防除に対して支援する。
産地生産基盤パワーアップ事業(国庫) ※園芸作物	農業者、農業者団体等（予定なし）	1/2 以内	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対し総合的に支援する。
施設園芸等燃料価格高騰対策事業(国庫)	農業者が組織する団体（予定 16 団体）	1/2 以内	農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用の燃料価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

イ 農業制度資金の推進（園芸・農産・畜産等共通）

農業経営の近代化、青年農業者の育成等を積極的に進めるため、農業近代化資金等の制度資金の効率的かつ円滑な運用を図ります。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
農業近代化資金利子補給事業	農業者等	低利子	農業経営の近代化を目指す農業者に対して、農協等の金融機関が融資する施設等整備資金に対し利子補給を行う。（審査会の開催）

ウ 農業用廃棄物の適正処理の推進

農村環境の保全と資源の有効利用を図るため、農家が各市の廃プラスチック対策協議会を通じて処理する廃プラスチックの処理経費に対して助成し、使用済廃プラスチックの適正処理を推進します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
園芸用廃プラスチック処理対策推進事業（県単）	市町村廃プラ協議会（予定3市）	10円/kg	施設園芸農家等から排出されるプラスチック類の適正処理を推進するため、処理経費（89.6円/kg）に対して支援する。

（２）農 産

ア 農産作物の生産振興

米・麦・大豆・落花生などの産地競争力や優良種子の生産体制の整備に資するため、生産・流通コストの低減や、生産力の強化・拡大を図るために必要な機械・施設等の導入整備を支援する。

また、産地の担い手の労働力不足等の改善を支援し、産地の生産体制を強化するため、スマート農業機械の導入を支援します。

事業名	事業主体	補助率	事業内容
農産産地支援事業（県単）	市町村、農協、営農集団、認定農業者等（3戸以上）（予定1件）	1/3 以内	≪米産地用≫ 1 栽培管理用機械 2 収穫調製用機械 3 直播栽培用機械 4 育苗施設及び設備 5 穀類乾燥調製施設 6 販売・加工関連施設及び設備 7 種子保管施設 8 生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTを活用した機械（但し、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は除く） 9 上記の附属作業機及び附属施設 ※上記以外に≪麦・大豆・特産産地用≫がある。

イ 経営所得安定対策

経営所得安定対策等に基づき、水田活用の直接支払交付金等の加入促進により、米の生産調整と農家経営の安定化を推進します。

特に、畜産が盛んな地域条件を生かし、畜産農家との耕畜連携のもと、湿田条件下でも転作対応となる新規需要米（飼料用米、WCS用稲等）の作付拡大を推進し、持続できる水田農業の確立を目指します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
経営所得安定対策等（国庫）	農業者等	定額	米・麦・大豆等の価格下落や内外価格差を補てんする交付金を交付するとともに、水田で麦・大豆・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を交付する。 ※水田活用の直接支払交付金等（国から農業者へ直接交付）

飼料用米等拡大支援事業(県単)			水田における農業経営の安定化と生産力確保のため、新規需要米や効率的な土地利用による麦・大豆等の作付を支援する。
①飼料用米等生産支援事業 (拡大支援型)	農業者、 営農集団等 (予定3市)	新たに転換する 作物 5,000円以内/10a	水田を有効活用し、事業実施年度に主食用米から非主食用米、麦、大豆、飼料作物及び野菜等へ転換する面積が、前年度と比べ拡大する取組に要する経費の一部に対して補助する。
②飼料用米等生産支援事業 (定着支援型)	農業者、 営農集団等 (予定3市)	飼料用米(多収品種)、米粉用米、WCS用稲 3,000円以内/10a 飼料用米(主食用米品種) 1,500円以内/10a	水田を有効活用し、湿田でも作付けが可能な飼料用米、米粉用米及びWCS用稲の取組により、国産飼料の増産や小麦粉の代替等としての米粉の生産を促すことを目的とし、継続して取り組む飼料用米、米粉用米及びWCS用稲の作付け(ただし、拡大支援型に該当する取組は除く。)に要する経費の一部に対して補助する。
③担い手水田利活用高度化対策事業	認定農業者 営農集団等 (予定2市)	固定団地型 4,000円以内/10a ブロックローテーション型 11,000円以内/10a	麦・大豆・飼料作物、WCS用稲、多収品種の飼料用米等を団地化など高度な土地利用により生産する取組に要する経費の一部に対して補助する。
経営所得安定対策推進事業(国庫)	市町村、 農業再生協議会 (予定3市)	定額	市及び地域農業再生協議会等の経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進に係る活動等を支援する。

ウ 農産物検査法に係る監視業務

農産物検査員が米の品位規格等を判定し、登録検査機関が証明を行う事務等について、公正かつ円滑な規格取引や品質の改善を促進するため、監視業務を行います。

(3) 畜産

ア 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(クラスター関連事業)

畜産農家をはじめ地域の関係事業者が連携して地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するため畜産クラスター協議会を設置するとともに、地域の畜産の収益力向上を目指す畜産クラスター計画を策定し、その計画の実現に向けた取組を支援します。

事業名	事業主体	補助率	事業内容
施設整備事業 (国庫)	個別経営体、 法人等※ (予定なし)	1/2 以内	畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援する。
機械導入事業 (国庫)	個別経営体、 法人等※ (予定あり)	1/2 以内	同計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、施設整備と一体性を確保しつつ、収益力強化等に必要な機械のリース導入を支援する。 (畜産農家が千葉県畜産協会に直接申請)
調査・実証・推進 事業(国庫)	クラスター 協議会 (予定なし)	定額	収益力強化に向けた新たな取り組みを行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援する。 (国の直接採択事業)

※ 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体

イ 畜産生産技術体制の確立

海匠地域畜産振興協議会等、団体が主催する各畜種の研修会や共進会への協力を
行い、家畜の改良増殖を促進するとともに、飼養管理技術や衛生・疾病対策等の能力・
技術の向上、普及・啓発等を図ります。

ウ 自給飼料の生産振興

自給飼料の増産を推進するとともに、耕作放棄地の活用や水田転作による飼料作物
生産を促進し、低コスト生産と飼料自給率の向上を図ります。

事業名	事業主体	補助率	事業内容
県産飼料自給体制 整備事業 (県単)	営農組合(3 戸以上)等 (要望1件)	1/3、1/2 以内	自給飼料生産の拡大を行う飼料生産組織等 を対象に、飼料作物共同利用機械等の整備を 支援する。 ※補助率は生産拡大面積による

エ 家畜排せつ物の適正処理と資源利用の推進

畜産経営に起因する悪臭、水質汚濁、害虫発生等の畜産環境が問題となる中、「家畜
排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜ふん尿の適正
処理のより一層の取組強化を図るとともに、耕種農家との連携により良質な家畜ふん
堆肥の生産と利用を促進します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
さわやか畜産 総合展開事業 (県単)	営農集団(3戸 以上)、農業者 等 (要望1件)	1/5 以内 ※県補助の 1/2 以上の 市補助必要	悪臭、水質汚濁等の畜産経営に起因する 環境汚染問題の発生を防止するとともに、 たい肥の利用促進を図るため、営農集団等が 行う家畜ふん尿処理施設・機械の整備を支援 する。

(4) 販売促進・輸出拡大

ア 「地産地消」の推進

新鮮でおいしく安全・安心な海匠地域の農産物を地域内に提供する「地産地消」の
取組を推進し、各種イベント等での効果的な販売促進活動により、農産物の販売・
消費拡大を図ります。

イ 多様な販売促進活動の支援

生産者団体等が自ら行う県内や全国、又は世界に向けた販売促進活動について、
事業計画の策定や効果的・実践的な販売促進活動を支援します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
千葉の農林水産物輸出促進事業 (県単・公募型)	生産者団体等 (予定なし)	1/2 以内	輸出による県産農林水産物の販路拡大を図るため、海外での販促活動や新たな商品開発等の取組を支援する。

ウ 「ちばエコ農産物」の販売促進

「ちばエコ農産物」の販売促進を図るため、ちばエコ農産物販売協力店の登録拡大を推進します。

エ 米の消費拡大対策

米を中心とした日本型食生活を見つめなおす機会を設け、県産米及び米粉の消費拡大を図るため、地域のイベント等を利用して県産米や米粉食品のPR活動を展開します。

オ 食育の推進

地域の実情に即した食育を推進するため、健康福祉・教育・農業の各関係機関の連携のもと、「海匝地域食育推進連絡会議」や「海匝地域食育活動交換会」を開催するとともに、「ちば食育ボランティア」や「ちば食育サポート企業」の協力により学校・幼稚園等での食育活動を展開します。

(5) 6次産業化

生産・加工・販売に一体的に取り組む6次産業化や地域食材を利用した商品開発等の取組を推進し、販売拡大による経営強化や産地活性化を支援します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
農業経営多角化支援事業 (県単)	六次産業化法の認定を受けた農業者及び農業者団体等 (要望あり1件)	1/3 以内 ※市 1/6 以上の上乘せ補助必要	加工や新たな販売方式の導入等の経営の多角化を進めるため、加工・販売等の新たな取組に必要な加工機械・施設等の整備を支援する。
食料産業・6次産業化交付金 (国庫) ① 6次産業化の推進 (ソフト事業) ② 6次産業化施設整備 (ハード事業)	①農業者、農業者の組織する団体、市町村、市町村協議会等 ②法認定を受けた農業者等(融資活用が要件) (予定なし)	①1/3 以内、市町村戦略に基づく取組は1/2 以内 ②3/10 以内、市町村戦略に基づく取組は1/2 以内、上限1億円	①農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化の取組等を支援する。 ②六次産業化法等の認定を受けた農業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、融資を活用して、6次産業化に必要な加工・販売施設等を整備する取組を支援する。

(6) 食の安全・安心

ア 農薬適正使用の推進

農薬の安全かつ適正な使用の確保により、農業生産の安定と健康の保護及び生活環境の保全を図るため、農薬取締法に基づき農薬使用者に対して立入検査を実施するとともに、安全・適正使用に係る普及啓発活動を推進します。

イ 食品表示等の推進

消費者が安全で安心な農林水産物を適切に選択できるよう、食品表示法に基づき、原産地等食品表示に係る相談対応及び販売店への巡回指導を実施し、表示の適正化を推進します。

また、米トレーサビリティ法に基づき、生産者や小売業者、外食業者などの米穀業者に対して米・米加工品の「取引等の記録の作成・保存」及び「産地情報の伝達」の状況について巡回指導を実施します。

さらに、食糧法に基づき、食用以外の用途限定米穀の流通の適正化を図るため、飼料用米等生産者に対して立入検査を実施します。

ウ 環境にやさしい農業の推進

(ア) ちばエコ農業・みどりの食料システム法に基づく認定制度等の推進

環境にやさしい農業の推進と消費者が求める「食」の安全・安心への期待に応えるため、化学合成農薬や化学肥料を通常の半分以下で栽培する「ちばエコ農産物」の認証事務等を行います。また、国の制度であるみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定事務を行い、環境にやさしい農業を推進します。

(イ) 「環境にやさしい農業」推進事業

ちばエコ農業、有機農業等の取組拡大のため、環境にやさしい農業生産技術の導入に伴う機械・施設・資材に係る経費に対して助成します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
「環境にやさしい農業」推進事業 (県単)	ア「エコファーマー認定者」「ちばエコ農産物取組者」「有機ＪＡＳ認定者」 「みどり認定取得農家」で組織する３戸以上の農業者団体 イ 市町村が特に必要と認める農業者 「エコファーマー認定者」「ちばエコ農産物取組者」「有機ＪＡＳ認定者」 「みどり認定取得農家」のいずれかで、かつ「認定農業者」「認定新規就農者」「地域計画に位置付けられた農業者」のいずれかに該当する者 (要望１件・匝瑳市)	機械・施設 1/2 以内 資材 1/3 以内	「環境にやさしい農業」に取り組む生産者団体等が実施する、①有機質資材施用技術 ②化学肥料低減技術 ③化学合成農薬低減技術の導入に必要な機械・施設や資材の導入・整備に係る経費の一部を支援する。

(ウ) 環境保全型農業直接支払交付金

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、化学合成農薬や化学肥料の使用を2分の1以上低減したうえで、これらに効果の高い営農活動に取り組む農業者、及び有機農業に取り組む農業者に対して交付金を交付します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
環境保全型農業直接支払交付金(国庫)	有機農業取組者等 (要望1件・ 匝瑳市)	12,000 円 /10a 他 (国 1/2、 県 1/4、 市 1/4)	化学肥料及び化学合成農薬の使用を 1/2 以上低減したうえで、有機農業に取り組む農業者及び、地球温暖化防止等に効果の高い堆肥の施用等の営農活動に取り組む農業者に対し、交付金を交付する。

(エ) CO₂ゼロエミッション技術支援事業

農業分野における脱炭素化（温暖化防止）や化学肥料・化学合成農薬等の低減を一層推進していくため、バイオ炭^{※1}を土壌に施用することで、土壌改良とともに土壌炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO₂削減に貢献する取組に対し支援します。

※1 バイオ炭とは： 燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマス（枝、竹、もみ殻等）を加熱して作られる固形物

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
CO ₂ ゼロエミッション技術支援事業補助金	バイオ炭を新規または拡大購入で1ha以上施用する個人または団体 (バイオ炭施用の活動内容でみどり認定されていること)	3,000 円 /10a 以内	「エコファーマー」の認定、「ちばエコ農業」栽培計画書の登録、「有機 JAS 認定」又は「みどり認定(土づくり及び化学肥料・化学農薬減少)」のいずれかを受けた(又は事業完了時までには受けることが見込まれる)農業者(団体を含む)であり、次の要件を両方満たすもの。 ①みどり認定(バイオ炭施用)を受けた、又は事業完了時までには認定を受けることが見込まれること ②バイオ炭施用面積が1ha以上であること

エ ジャンボタニシ防除対策事業（地域ぐるみで取り組む防除対策推進事業）

ジャンボタニシの防除対策は、水田の状況（基盤整備、湿田、用水確保）や生産の状況（経営規模、経営形態、担い手確保等）により異なることから、市町村単位で「地域協議会」を設置し、地域自らが防除対策を検討、実践効果を確認する取組に対し助成します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
ジャンボタニシ防除対策事業（地域ぐるみで取り組む防除対策推進事業）（県単）	市町村ジャンボタニシ防除対策協議会（要望1件・旭市）	・「地域防除対策協議会」の設置 経費 上限額 50,000 円 以内 （1 市町村 1 協議会） ・「地域推進員」の活動経費 上限額 60,000 円 以内 （60,000 円 /1 協議会）	ジャンボタニシの防除対策は、水田の状況（基盤整備、湿田、用水確保）や生産の状況（経営規模、経営形態、担い手確保等）により異なることから、市町村単位で「地域防除対策協議会」を設置し、地域の実情に応じた防除対策を検討、選択、実践、効果を確認する取組に対し助成する。

防除対策取組内容

	項目	取組内容（①～③の取組のうち1つだけでも可）	助成単価（10a） （※2）
—	侵入防止対策	ア 取水、（排水口）にネットを設置 イ 波板の設置	—
① （※）	食害防止対策	ア トラップの設置 イ 浅水管理（水深 4cm 以下） ウ ドローン測量（空撮）による均平作業前後の写真撮影・解析及び均平作業 エ レーザーレベルを所有しない農業者が、委託により実施する均平作業 ※複数の取組選択可 ※ウのみ2年連続で取り組むことも可	ア 2,000 円以内 イ 1,000 円以内 ウ 10,000 円以内 エ 15,000 円以内
② （※）	越冬防止対策	厳冬期の耕うん	1,000 円以内
③ （※）	水路での貝密度低減対策	冬期の重機による共用水路の泥上げ	500 円/m 以内 重機のリース代・委託費のみ
④	地域独自対策	地域で実施する独自対策を支援 （ボランティアの活用、農福連携、化学合成農薬ではない農薬の散布等）	3,000 円以内 （要した経費が上限）

（※） 令和2年度～令和4年度のジャンボタニシ緊急防除対策事業に取り組んだ地区は、

①の取組のみを支援対象とする。新規地区は、①～③の取組のうち1つだけ取り組むことも可

（※） ④単独での申請は不可。

オ GAPの推進

農業者の適正な農業生産工程管理であるGAP制度の周知を図り、国際水準GAP

(GLOBALG. A. P、ASIAGAP、JGAP) 認証を目指す農業者に対して支援事業の活用によって認証取得を推進するとともに、GAPの面的な広がりを進めるため、推進産地を軸に「するGAP」を支援し、農業生産現場における食品安全や環境保全、労働安全等の確保を図ります。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
千葉県農業生産工程管理推進事業(県単)	農業者等	上限額 GLOBALG. A. P. 295 千円 ASIAGAP 150 千円 JGAP 130 千円	GAP認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等を対象に、認証取得に必要な環境整備や審査費用の補助を行う。

(7) 農村の活性化

ア 都市と農山漁村の交流促進

地域資源を活用して、地域の特色を活かした都市と農山漁村の交流活動や地域の活性化を推進するため、直売所フェア「ちばまるしえキャンペーン」への参加促進等により、直売所や農業体験施設等の活動を支援します。

(8) 担い手育成

ア 農地中間管理事業、農地集積・集約化対策事業

各市の地域計画に基づき、担い手への農地集積・集約化を進め、経営規模拡大による経営強化を図るため、県農地中間管理機構及び市等関係機関と連携し、農地中間管理事業の利用を促進するとともに、県農地中間管理機構に対して農地を貸し付けた地域や所有者に対して交付金を交付します。

※ 千葉県の農地中間管理機構は(公社)千葉県園芸協会

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
機構集積協力金交付事業(国庫)	市町村		担い手への農地集積が円滑に進むよう支援する。
①地域集積協力金(一般地域)	(交付対象地域等)	農地集積率により(新規集積分) 2.8万円/10a	農地中間管理機構に、まとまった農地を貸し付けた地域に対して協力金を交付する (地域とは集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域) ※農地集積率 8割超
②集約化奨励金	(交付対象地域等)	団地面積増加割合により ①1.0万円 ②3.0万円/10a	農地中間管理機構を通じた貸借により、一定割合以上の農地の集約化に取り組む地域に交付 ※団地面積の割合が ①10ポイント以上増 ②20ポイント以上増

イ 農業経営基盤強化促進対策事業

効率的で安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を市町村長等が認定する「認定農業者制度」を推進するとともに、これらの経営体や法人組織に農地利用を集積することにより、農業者の規模拡大を促進し、農業経営基盤の強化を図ります。

今後は人・農地プランが法定化された各市の「地域計画」の見直し等について支援します。

ウ 農業経営体の育成

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械、施設の導入を支援する。

事業名	概要	助成対象者	補助率等	事業内容
農地利用効率化等支援交付金(国庫) 【融資主体支援タイプ】	融資を受けて、生産の効率化の取組等を実施しようとする農業経営体に対して支援する。	認定農業者、認定新規就農者などの地域計画に位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者等	3/10 以内 上限額 300 万円※目標地図に位置づけられる者であって、目標年度の経営面積が一定の基準以上となる場合の上限額は 600 万円	①農産物の生産その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕 ②農地等の造成、改良又は復旧 【主要要件】 ・個々の事業内容について、単年度で完了すること。 ・事業費が整備内容ごとに 50 万円以上であること。 ・事業の対象となる機械は、耐用年数がおおむね 5 年以上 20 年以下のものであること。 ・農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
農地利用効率化等支援交付金(国庫) 【地域農業経営転換支援タイプ】	農業経営体の主体性を発揮した取組、農業経営体と地域との相乗的発展を目指す取組、より規模拡大を図るための取組等を実施しようとする農業経営体を支援する。		3/10 以内 上限額 ・法人 1,500 万円 ・個人 1,000 万円	

エ 新規就農の支援

新規就農・新規参入農業者等の多様な事情に対応し、就農の円滑化を推進するため、相談窓口となる「農業経営・就農支援センター」のうち就農相談窓口を設置します。

また、収入が不安定である就農前後の青年就農者に交付金を交付し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ります。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
新規就農者育成 総合対策(国庫)			青年の就農意欲の喚起と就農後の 定着を図るため、交付金等を交付する。
①経営発展支援 事業	市町村	国 1 / 2 県 1 / 4 対象事業費上限 1,000 万円	就農時 49 歳以下の認定新規就農者に 対して就農後の経営発展に必要な機械・ 施設等の導入を支援する。
②経営開始資金	市町村	12.5 万円/月(最長 3 年間) ※前年の世帯所得が 600 万円以下であること	就農時 49 歳以下の認定新規就農者に 対して最長 3 年間給付する。
③就農準備資金	県	12.5 万円/月(最長 2 年間)	研修期間中の研修生(就農時 49 歳 以下)に対して最長 2 年間給付する。

※旧農業次世代人材投資事業（経営開始型）の対象者は旧制度により継続して支援する

オ 集落営農の推進

改良普及課及び基盤各課と連携の上、集落営農組織の設立支援・育成に向けて、集落の合意形成、組織設立等集落営農を段階的に支援します。

(集落営農加速化事業：重点支援対象 1 か所、推進対象 1 か所)

カ 農業労働力確保対策

農業労働力の確保・活用対策を進めるため、雇用労働力確保に向けた海匠地域検討会議に参画するとともに、雇用環境等の整備を進めるための事業を活用し、安定した労働力確保に向けた対策を推進します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
農業雇用労働力対策 就業環境整備事業 (県単)	認定農業者 (農業法人・農 業者)	1/3 以内 個人は 1/4 以内	農業者が新たな雇用をすることを前提 に、休憩室やトイレなどの就業環境改善 施設を整備する際に要する経費を助成 する。(今年度は該当なし)
農業雇用条件改善 推進事業 (県単・公募型)	認定農業者 (農業法人・農 業者)	200 千円 (定額)	農業者が就業規則の制定や労働保険の 加入など雇用条件の整備やその改善に取り 組み、新たな雇用をした場合に補助金を交付 する。

キ 優良農地の確保と有効利用の推進

農業生産の基礎的資源である優良農地を確保するため、市農業振興地域整備計画の管理・見直しに当たり、農用地域内農地の確保と有効利用を図ります。

また、農業及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整し、その合理的利用を図るため、農地法に基づき農地転用許可（農地法第 4・5 条）を適正に実施します。

さらに、農地の違反転用の防止対策及び迅速かつ適切な是正措置を講じます。

(9) 耕作放棄地・有害鳥獣対策

ア 耕作放棄地の活用の推進

農地の遊休化が大きな問題となっていることから、耕作放棄地の発生防止を図るとともに、耕作放棄地を再生し活用する取組を支援します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）（国庫）	農業者、農業者等の組織する団体（予定なし）	定額（1,000万円/年、粗放的利用支援1万円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、5.5/10等	地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援する。

イ 有害鳥獣被害防止対策

野生鳥獣による被害対策を円滑に推進するため、地域連絡会議を開催するなど、野生鳥獣の生息や被害状況などの情報や被害防止対策技術の共有化等を図ります。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）	市町村等（予定1件）	定額 1/2 以内	市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を支援する。 ①箱わな等の捕獲資材の導入、ICT を用いた実証などを支援 ②侵入防止柵等の被害防止施設の整備を支援
獣害と戦う農村集落づくり事業（県単）	市町村等（予定なし）	定額	集落ぐるみで行う、農作物などの被害状況、有害獣出没状況の把握、被害対策計画の策定、また、捕獲、防護、生息環境管理など、被害対策の取組を支援する。

2 改良普及課

「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」を実現するための具体的な取組である「千葉県農林水産業振興計画(令和4年度～7年度)」を踏まえ、県内トップの農業地域であり農業産出額(令和3年度)が県産出額の約2割を占める海匝地域では、「海匝地域農林業振興方針(第6次2022～2025年度)」を策定し、『食の宝庫 海匝』の飛躍を目指しています。

この振興方針に基づき策定した本普及指導計画では、次世代を担う人材の育成・確保、気象変動に伴う高温対策、スマート農業等による生産基盤の強化及び生産技術の向上による農畜産物の安定生産を図り、力強い産地づくりを進めます。

課題の解決にあたっては、旭市、銚子市、匝瑳市、ちばみどり農業協同組合等の各関係機関、農業者、農業者団体と十分な連携を図り、課題を共有化し地域活動体制を強化して進めていきます。

(1) 次世代の地域農業を担う人材の育成・確保

毎年一定数確保されている新規就農者に対し、農業経営体育成セミナーを通して生産技術や経営管理に関する知識の習得を図ります。修了後はスキルアップ研修等への参加を促し、より高度な技術等の習得を支援します。また、管内の農業高校や県農業大学校と連携して就農啓発を行うほか、地域リーダーの育成として、農業士・指導農業士等段階別の育成を進めていきます。

また、次代の農業を担う女性農業者の育成・確保を進めることは農業経営の発展に必須の課題です。そのため、新たに設立した女性ネットワークの活動の活性化及び、経営参画に向けたセミナーを開催し、新たな対象を掘り起こします。

(2) 力強い産地づくり

ア 旭市

旭市は、県下有数の施設野菜産地であり、きゅうり・ミニトマトは主要品目です。近年は各種ウイルス病害の対策の重要性が高まっており、産地全体で取り組める効果的な防除技術の確立を図っていきます。また、導入が進んでいる環境制御技術については、安定的な収量向上に向け、継続して技術支援に取り組めます。

越冬トマトでは統合環境制御技術の向上により、出荷量の拡大を図っていきます。

露地野菜では、葉菜類を中心に多様な品目が栽培されています。メロン・パセリの経営体に対し、高品質生産技術及び省力化栽培技術の向上を支援し、産地全体の生産力強化を図ります。

花きは若い後継者が増加しています。切花・鉢物等の多様な品目がほぼ個人販売となっている中、既存の組織も含めたグループ活動を支援することで生産者間の交流と

情報交換を促すと共に、経営継承を考える機会と技術支援を通して産地活性化を図ります。

水稻は廃業や高齢化により担い手が減少する中、集落営農を含む営農体制の整備を支援します。また、規模拡大のための省力・低コスト技術の導入を促していきます。

イ 銚子市

銚子市は、経営耕地面積の81%が畑地であり、キャベツ・だいこんを主要品目とする全国でも有数の露地野菜の大産地です。生産者が減少傾向の中、核となる経営体の規模拡大と共に地域農業の将来ビジョンを策定し、産地の持続的発展を目指します。

若手生産者については、個々の栽培技術や経営管理の向上を図り、地域内のネットワーク構築を支援します。気象変動や長年の連作による病害虫の被害により作柄が不安定となっているため、各種防除対策や新規栽培品目の導入を推進します。

露地野菜＋施設野菜（トマト、メロン）の経営体も多く、特にトマトは周年出荷産地として市場から評価を得ています。抑制作では黄化葉巻病及び高温対策の強化による単収の向上を図り、個別経営の安定と産地の維持強化を図ります。また、若手生産者組織であるトマト研究会に対して生産技術向上と研究会活動の活性化の支援を行います。

ウ 匝瑳市

匝瑳市はねぎの栽培が盛んで、「ひかりねぎ」ブランドの産地として市場から高い評価を得ています。近年問題となっている気象災害による高温・台風被害や病害虫の対策の他、資材高騰に対するコスト低減対策に取り組み、生産量及び経営の安定を図ります。新規ねぎ栽培者に対しては栽培技術の早期習得により育成を図っていきます。

施設野菜では、きゅうり生産者の出荷量の維持拡大に向けて栽培技術の向上や省力化を図ります。

匝瑳市の水稲の作付面積は2,400ha あるが、湿田が多く規模拡大のネックとなっています。基盤整備事業の進展に合わせ、飼料用米等を組み合わせて集落営農組織等の育成を進めていきます。

植木生産では、輸出に係る検疫の対応、国内向け生産の増加を図るため、繁殖技術改善や害虫防除、新樹種導入による安定生産と販売促進を進めます。

(3) 畜産経営体育成の概況と展開方向

管内の畜産は県内トップの生産額を誇り大規模経営体も多く、養豚・肉用牛・酪農・養鶏と多彩な経営が営まれています。飼料価格等が高止まりしている中、規模拡大や機械設備の更新に取り組む経営体には計画的な取り組みを支援します。また、記帳データに基づいた飼養管理技術、自給飼料生産技術等の支援により、畜産経営体の生産

基盤強化及び生産の安定を図っていきます。

また、経営基盤が強化されてきたことが後継者の就農に結びついているため、彼らを将来のビジョンが描ける農業者として育成すると共に、円滑な事業継承を経営体全体に働きかけていきます。

事業名	事業内容
普及活動強化推進事業	産地の維持・発展を目指して関係団体、生産者組織、関係機関が連携を密にして、産地の担い手の育成、生産力の向上を図る。
現地課題調査研究事業	普及指導活動の技術及び方法について実証試験・実験研究・実態調査等を行うとともに地域農業者等へ働きかけ、その効果を広く地域に普及させながら、活力ある産地育成と地域農業の振興を図る。
集落営農加速化事業	集落内の農業を将来にわたって維持・発展させていく「集落住民の合意に基づく基盤のしっかりとした営農組織」の設立支援・育成を図る。
経営体育成事業	農業を担う経営体を育成するため、就農直後、就農定着後の青年農業者等を対象に、発展段階に応じた啓発、能力向上、組織育成支援、経営改善対策を効果的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保を図る。
ちば新農業人サポート事業	農業を職業として志す新農業人（非農家の就農希望者及び農家の後継者）がしっかりと農業技術と営農計画を身につけ、地域農業の担い手として就農できるよう関係機関等と一体になり支援する。 また、農業関係高等学校等との連携により、就農啓発と促進を図る。
アグリウーマンイノベーション事業	次代の農業を担う若手女性農業者の経営参画の促進と地域農業及び産地をリードする女性農業者の育成を図る。また、女性が活躍しやすい環境整備を関係機関等と連携して進める。 さらに、女性農業者の社会参画の促進により地域の活性化を図る。

3 地域整備課

(1) 基盤整備の促進

ア ほ場の整備

経営体育成基盤整備事業 飯岡西部地区

農業の生産性の向上や、効率的かつ安定的な農業経営を営むためには、良好な営農条件を備えた農地を確保し、有効利用を図ることが重要であります。

このため、地域の特性に応じた自然環境の保全や水田の汎用化、用排水の整備等の農業基盤整備を推進します。

経営体育成基盤整備事業により、区画形状の大区画化、用・排水路、暗渠排水等の整備を総合的に行います。

併せて、地域の担い手の育成を図り、農地利用集積を行い効率的で安定的な農業経営の基盤をつくります。

イ 土地改良施設の更新整備

基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード) 大布川地区

基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード) 野 田地区

基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード) 新堀川地区

基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード) 秋田川地区

基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード) 東陽白浜地区

基幹的な水利施設を整備し、地域農業の発展を支えています。

近年、これらの施設は更新時期を迎えており、補修や補強により施設の長寿命化を図り、更新に係るコストを低減し、現存する施設を有効的かつ経済的に活用するストックマネジメント事業を実施します。

(2) 地区別概要

ア 経営体育成基盤整備事業 飯岡西部地区 事業概要

(ア) 目的 本地区は旭市の東部（旧飯岡町）に位置し、昭和20年代後半に整備したままで農耕に支障をきたしています。用排水路は土造りで浅く、区画は10aと狭く、道路は未舗装で狭いため大型農業機械の導入が困難な地区です。

よって、本事業により大区画ほ場に再整備し、大型機械を導入した近代的な営農を実現させると共に、暗渠排水を施工し、農地の高度利用を推進し、担い手育成のための農業生産基盤を確立します。

(イ) 事業概要

受益面積	124.9ha 水田（輪換耕地） 82.8ha 畑 42.1ha
工事工期	平成22年度から令和8年度
総事業費	3,510,007千円（負担割合：国50%、県30%、市10%、地元10%）
令和6年度まで	3,433,536千円 区画整理 124.9ha 暗渠排水 82.8ha
令和7年度	76,469千円 付帯工、換地等 一式 （うちR6からの繰越31,243千円）
進捗率	令和6年度まで 97.8%
事業概要	区画整理工 124.9ha 道路工 17.8km（内、舗装4.7km） 用水路工 13.1km（かんがい用パイプライン） 揚水機場 4箇所 排水路工 17.2km 暗渠排水工 82.8ha

- ・担い手数13名
- ・集積率52.2%を目標



<大区画ほ場での稲作>



<用水を安定供給する揚水機場>

イ 基幹水利施設ストックマネジメント事業 大布川地区 事業概要

(ア) 目 的 本地区は、大布川上流域の開発により洪水量が増加し、下流域で排水不良や湛水被害が増加したことから、昭和49年度から県営湛水防除事業により排水機場等を整備しました。

事業完了から40年以上経過し、ポンプ設備、電気設備、ゲート、放水路共に老朽化が激しく機能低下が進んでおり、このまま放置すると農地等への湛水被害が懸念され農業経営の安定に支障を来すことが予想されます。

このため、機能保全計画に基づいた対策工事を実施して、ライフサイクルコストを低減し、施設の有効活用と長寿命化を図り、もって地域の農業経営の安定化を図るものです。

(イ) 所在地 山武郡横芝光町尾垂地先

(ウ) 事業費 全体 1,665,600千円
令和6年度まで1,085,068千円
進捗率：65.1% ポンプ設備4台、除塵機4基、
ゲート設備1式、電気設備1式
放水路工L=111.6m
令和7年度 274,293千円(うちR6から繰越246,293千円)
可とう管補修 N=4本
費用負担 国 50% 県 25% 市町 25%
※市町は匝瑳市(14.55%)と横芝光町(10.45%)

(エ) 事業工期 平成26年度～令和8年度

(オ) 事業概要 受益面積 957.0ha(水田663.1ha、畑293.9ha)
大布川排水機場
ポンプ設備、電気設備、除塵機、ゲート、放水路、上屋改修



<大布川排水機場>



<放水路>

ウ 基幹水利施設ストックマネジメント事業 野田地区 事業概要

(ア) 目的 本地区は、上流域の開発により洪水量が増加し、下流域で排水不良や湛水被害が増加したことから、昭和55年度から昭和59年度にかけて県営湛水防除事業により排水機場や排水路を整備しました。

事業完了から30年以上経過し、ポンプ設備、電気設備、ゲート、放流工共に老朽化が激しく機能低下が進んでおり、このまま放置すると農地等への湛水被害が懸念され農業経営の安定に支障を来たすことが予想されます。

このため、機能保全計画に基づいた対策工事を実施して、ライフサイクルコストを低減し、施設の有効活用と長寿命化を図り、もって地域の農業経営の安定化を図るものです。

(イ) 所在地 匝瑳市野手地先

(ウ) 事業費	全体	791,000千円	
	令和6年度まで	567,235千円	
		進捗率：71.7%	電気設備1式、ポンプ設備2台 放流工
	令和7年度	20,000千円	(うちR6から繰越10,000千円)
			ゲート・除塵機実施設計 N=1式
費用負担		国 50%	県 25% 市 25%

(エ) 事業工期 平成27年度～令和8年度

(オ) 事業概要 受益面積 128.9ha (水田112.8ha、畑16.1ha)
野田排水機場
ポンプ設備、電気設備、除塵機、ゲート、放流工、上屋改修



<野田排水機場>



<1号排水機>

エ 基幹水利施設ストックマネジメント事業 新堀川地区 事業概要

(ア) 目的 本地区は、千葉県北東部の九十九里海岸に接する匝瑳市を受益とし、新堀川両岸に展開する低平地で、古くから開発された優良な農地でしたが、近年、流域内の開発が進み、新堀川の排水量が著しく増大しました。更に、新堀川の河口閉塞が慢性化し、地区内の地盤沈下が顕著となり排水能力が減少したため、地区内農地だけでなく住宅や公共施設等にも莫大な洪水被害を生じることとなりました。

そのため、昭和51年から7年を費やし、県営湛水防除事業により排水機場及び制水門が新設されましたが、事業完了から30年以上経過し、ポンプ設備、電気設備、ゲート等の老朽化による機能低下が著しく進んでおり、このまま継続的に使用した場合、ポンプの故障等が予測され、受益地内の農地に限らず一般資産や公共資産への湛水被害も懸念されます。

このため、機能保全計画に基づいた対策工事を実施して、機能保全コストを低減し、施設の有効活用と長寿命化を図り、もって、地域の農業経営の持続的発展を図るものです。

(イ) 所在地 匝瑳市今泉地先

(ウ) 事業費 全体 1,066,600千円
令和6年度まで 713,953千円
進捗率：66.9% ポンプ設備3台、電気設備1式
除塵設備1式
令和7年度 101,116千円
(うちR6から繰越62,116千円) 建屋整備工1式
費用負担 国50% 県25% 市25%

(エ) 事業工期 平成28年度～令和9年度

(オ) 事業概要 受益面積 821.0ha (水田496.8ha、畑324.2ha)
新堀川排水機場
ポンプ設備(3台)、電気設備、除塵設備、ゲート設備、土木施設



<新堀川排水機場>



<1号排水機>

オ 基幹水利施設ストックマネジメント事業 秋田川地区 事業概要

(ア) 目的 本地区は、千葉県北東部に位置する平坦な穀倉地帯で、対象である農業用水利施設は、排水路工及び制水門工である。これらの農業用水利施設は、地区内の基幹的な排水路としての役割を担っており、二級河川新川に導水し、地区内の湛水被害を防除している。また、新川機場と新川堰により、湛水防止と耕地の汎用化を図っているが、地区内の土壌が砂質土のため、地下水が低下し、水田減水深の増加及び土壌水分の乾燥により作物生育の障害を及ぼすため、制水門により堰上げを行い地下水の低下を防止しており、地区の農作物への生育・被害に大きな影響を及ぼす施設である。

しかしながら、施設は造成後40年以上（本業務対象施設）が経過し、平成28年度に実施した機能診断結果により経年変化等に伴う機能劣化が進行していることが認められた。そのため、機能診断結果に基づいて作成した機能保全計画書による対策工事を実施し、既設の長寿命化を図ることを実施することが必要である。

(イ) 所在地 旭市秋田地先他

(ウ) 事業費 全体 2,692,100千円
令和7年度 35,000千円
(うちR6から繰越15,000千円) 測量、設計1式
費用負担 国 50 % 県 29 % 市 14 % 地元 7 %
※市町は旭市(6.94%)と匝瑳市(7.06%)

(エ) 事業工期 令和6年度～令和14年度

(オ) 事業概要 受益面積 880.2ha（水田776.4ha、畑103.8ha）
秋田川排水路 L=4,230m、制水門 N=2箇所



<排水路>



<制水門>

カ 基幹水利施設ストックマネジメント事業 東陽白浜地区 事業概要

(ア) 目 的 本地区の事業対象施設は、揚水機場工及び用水路工(開水路、パイプライン)であり、これらの農業用水利施設は安定的な食料供給に欠かせない社会資本ストックとなっている。従って、揚水機場及び用水路が老朽化等の影響による破損や倒壊等で通水不能となると、地区全体への用水供給が不可能となることから農作物に多大な被害を与えることになり、食料の安定供給が危ぶまれる事態が想定される。

しかしながら、施設は造成後30年以上(本業務対象施設)が経過し、平成29年度に実施した機能診断結果により経年変化等に伴う機能劣化が進行していることが認められた。そのため、機能診断結果に基づいて作成した機能保全計画書による対策工事を実施し、既設の長寿命化を図ることを実施することを目的とする。

(イ) 所在地 山武郡横芝光町宮川地先他

(ウ) 事業費	全体	887,900千円			
	令和7年度	30,000千円	測量、設計1式		
	費用負担	国 50 %	県 29 %	市 14 %	地元 7 %

(エ) 事業工期 令和6年度～令和11年度

(オ) 事業概要

受益面積	437.6ha(水田437.6ha、畑0.0ha)
揚水機場	N=1式 (上屋、ポンプ設備、電動機、乾草池)
調圧水槽	N=1式
用水路	(開水路L=191m、管水路L=1,400m)



<主ポンプ>



<調圧水槽>

4 指導管理課

(1) 基盤整備の促進

ア 土地改良施設の維持管理

(ア) 基幹水利施設管理事業 <大利根地区>

昭和45年度から平成4年度にかけて国営大利根用水土地改良事業により造成された基幹水利施設のうち、笹川、新川、新宿の各揚水機場と大幹線用水路、西幹線用水路の一部の維持管理を行っています。

(イ) 国営造成施設県管理費補助事業 <大利根地区>

国営大利根用水土地改良事業により造成された新川排水機場の維持管理を行っているもので、排水受益4,375 haの湛水被害を未然に防止します。

(ウ) 県営土地改良施設管理事業（県単）

①大利根地区

県営大利根用水事業及び国営大利根用水土地改良事業により造成された土地改良施設のうち、基幹水利施設管理事業及び国営造成施設管理費補助対象外施設について維持管理を行います。

②東総用水地区

水資源開発公団事業（東総用水事業）により造成された用水施設のうち、幹線水路23.7km及びファームポンド施設18箇所に適正な維持管理を行います。

(エ) 水利施設管理強化事業 <大利根地区>

国営大利根用水土地改良事業により造成された土地改良施設の地域における適切な取り組みを促進する観点から、施設管理者の土地改良区と市町が連携して、地域の管理体制の整備を図るものです。

(オ) 国営造成施設管理体制整備促進事業 <大利根地区>

国営大利根用水土地改良事業により造成された土地改良施設の多面的機能の発揮等のために、地域における適切な取り組みを促進する観点から、県が事業主体となり、施設管理者の土地改良区と市町が連携して、地域の管理体制の整備を図るものです。

(カ) 土地改良施設の維持管理適正化事業

土地改良施設の機能低下の防止、機能回復のために要する施設整備補修金を5カ年積み立てし、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行います。

(キ) 県単土地改良基礎調査事業

新規事業を実施するための事業計画書を作成します。

・吉田地区、新川東部地区、東総台地地区

(2) 基幹事業の概要

ア 大利根用水事業

大利根用水事業（１次県営）は昭和１０年に着工され戦中の資材不足も重なり、昭和２５年に１６年間を費やし笹川機場、大幹線、東西幹線が完成しました。

続いて一般県営用排水改良事業（２次県営）として支線の用水路６路線、排水路３路線の改修が昭和３４年に着工し、昭和４８年に完了しました。

この間各県営幹線の老朽化に伴い、国営事業として大利根用水農業水利事業が昭和４５年着工、平成４年完成し、これに付帯する県営事業が昭和４６年に着手し、平成１２年に完成したところです。

現在、この完成した水利施設を有効に活用して、農地整備事業の完成、または実施中の地域を中心に農地中間管理事業と連携して農地利用集積を進め、生産性の高い中核農家や生産組織を育成し、高生産性農業の実現を目指しているところです。

なお、揚水機場３箇所、排水機場１箇所、用水路９．３km、排水路０．２km等の補修整備が、国営施設機能保全事業大利根用水地区として、平成２６年度より令和５年度まで実施されました。



<笹川揚水機場>



<新川用排水機場>



<新宿揚水機場>

イ 東総用水事業

東総用水事業の事業区域は東総台地にひろがる畑地帯と台地に入込んだ谷津田及び利根川沿いの水田地帯等を含む2, 804haを受益地とし、2市1町におよぶ区域です。

この区域は畑地台地の用水源を天水と井戸水に依存していたため、しばしば干ばつの被害を受け、土地の生産性が低く大変苦勞していました。

このため、干ばつの被害農家から用水確保の気運が高まり、昭和45年から農業用水に水道用水を併せた多目的利水事業として、国が直轄調査を開始しました。

その結果、昭和52年に農業経営の安定と住民の環境衛生の向上を目的とした東総用水事業が発足し、黒部川から取水する笹川取水工や幹・支線水路及びファームpondまでの基幹施設の建設を水資源機構が行い、昭和63年に完了しました。

その先は県営事業として、昭和55年～平成12年にかんがい排水事業、畑地帯総合整備事業、県営ほ場整備事業に着手し、平成17年度に一旦完了しました。

現在、水利権の更新を進めており、今後も農業情勢及び地域の整備要望に添いつつ、関連事業の推進により受益拡大に努めます。



＜笹川取水工＞

ウ 両総用水事業

利根川沿岸、栗山川沿岸及び九十九里平野に展開する水田の農業経営安定のために、昭和18年～昭和40年に造成し、完成した用水施設の老朽化に伴う更新事業で、基幹施設が平成5年から国営事業として実施され、平成26年度に完成し、地域の農業用水の安定供給と合理的な施設管理が行われています。



＜借当川揚水機場＞

管内では借当川沿岸土地改良区及び吉田西部土地改良区が給水を受けており、匝瑳市のほか、横芝光町及び多古町の各一部も受益地となっています。

なお、借当川沿岸土地改良管内ではほ場整備の要望が高まっており、令和6年度以降の事業採択に向け、50～100ha程度の数ブロックのほ場整備を推進しています。

エ 基幹水利施設の概要

事業名	関係市町村	工 期	受益面積 (ha)	事 業 量	備 考
大 利 根 用水事業	匝瑳市 (旧八日市場市) (旧野栄町) 旭市 (旧旭市)、 (旧干潟町)、 (旧海上町)、 (旧飯岡町) 東庄町 横芝光町 (旧光町)	S 4 5 ～ H 4	9,200	揚水機場 3 箇所 用水路 55.5km 排水機場 1 箇所 排水路 15.6km 貯水池 1 箇所	国 営
東総用水 事業	銚子市 旭市 (旧海上町) (旧飯岡町) 東庄町	S 5 2 ～ S 6 3	2,804	揚水機場 1 箇所 用水路 36.4km F.P. 加圧機場 18 箇所	水資源機構
両総用水 事業	匝瑳市 横芝光町 他 12 市町村	H 5 ～ H 2 6	17,970	揚水機場 5 箇所 用水路 88.9km 頭首工 1 箇所 樋 門 1 箇所 排水機場 1 箇所 排水路 5.9km	国 営
北総東部 用水事業	香取市 匝瑳市 (旧八日市場市) 旭市 (旧干潟町) 成田市 多古町 東庄町 神崎町	S 4 5 ～ S 5 5	4,272	揚水機場 3 箇所 用水路 41.6km 加圧機場 24 箇所	(独) 水 資 源 機構 農地開発事業 飯塚地区は 海匝農業事務 所管内

[illegible]

多面的機能支払交付金

担当管理課

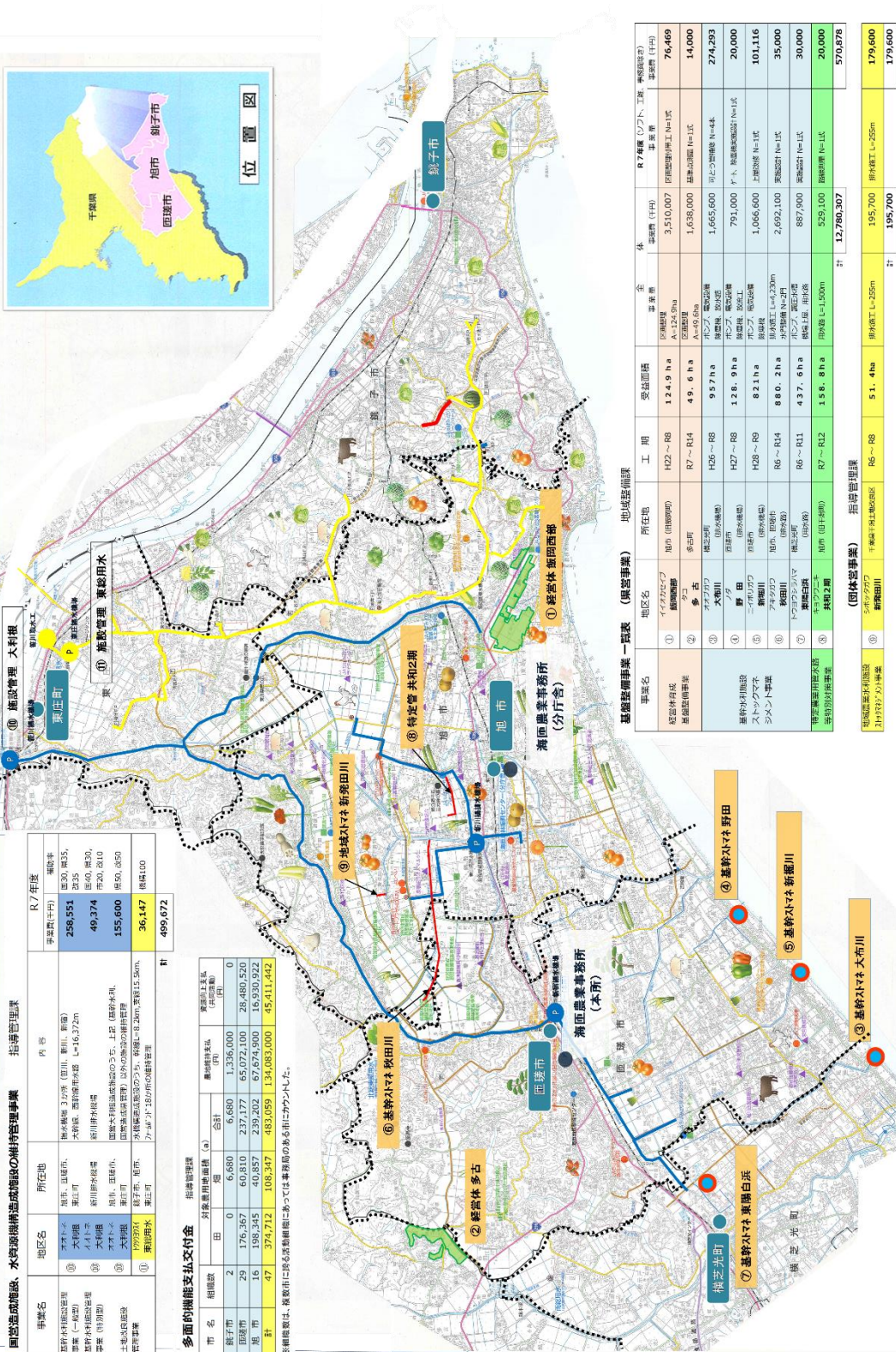
市 名	担当数	田 畑		合計		農協等支払 (円)	農協等支払 (円)
		田	畑	田	畑		
緑子市	2	0	0	6,680	6,680	1,376,000	0
田辺市	29	176,367	60,810	237,177	65,072.10	29,480,520	29,480,520
旭 市	16	196,345	40,857	237,202	67,674.90	16,930,922	16,930,922
計	47	374,712	108,347	483,059	134,067.00	45,411,442	45,411,442

※ 緑子市は、緑子市に所在する農協が、あてはまる局内アカウント。

※組織数は、複数市に跨る活動組織にあっては事務局のある市にカウントした。

市 名	組数	対立費用(千円)	合計	懸念料支払 (円)	共同立支費 (円)
綾子市	2	0	6,680	1,346,000	0
鹿沼市	29	176,367	60,810	65,072	28,480,920
足利市	16	198,345	40,857	239,202	16,930,522
計	47	374,712	108,347	134,083,000	45,411,442

計数は、投票日に関する活動期間として本選挙のある日とカウントした。



事業名	地区名	所在地	工期	受益面積	事業費	全体	7年度(ソフト、正統、基礎部分)
① 経営体育成	イノダカノ	池田(池田町)	H22～R8	124.9 ha	5,310,007	5,310,007	池田町排水工 N=1式
② 原居生活再興	クマノ	余山町	R7～R14	49.6 ha	1,638,000	1,638,000	山形排水工 N=1式
③	クマノ	余山町	H26～R8	9.7 ha	1,665,600	1,665,600	山形排水工 N=4本
④	大田	飯沼町	H27～R9	12.6 ha	791,000	791,000	山形排水工 N=1式
⑤	野田	飯沼町	H28～R8	8.2 ha	1,066,600	1,066,600	山形排水工 N=1式
⑥ シメント工業	新田	飯沼町	R6～R14	880.2 ha	2,692,100	2,692,100	山形排水工 N=1式
⑦ 山形県立中央	山形県立中央	山形県立中央	R6～R11	43.7 ha	887,900	887,900	山形排水工 N=1式
⑧ 山形県立中央	山形県立中央	山形県立中央	R7～R12	1.6 ha	529,100	529,100	山形排水工 N=1式
計					12,780,307	12,780,307	
指導管理課							
⑨ 山形県立中央	山形県立中央	山形県立中央	R6～R8	51.4 ha	195,700	195,700	山形排水工 N=1式
計					195,700	195,700	

【**県営事業**】海匠農業事務所 基盤整備事業一覽表

(令和7年4月1日、千円単位、工雜事務費は除く)

事業名	地区名	所在地	受益面積ha 工 期	全 体		R6年度 (R6補正等の繰越額は除く)			R7年度 ()R6から繰越で外敷 【 】R6補正等で外敷			備 考
				事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率	事業量	事業費		
基幹水利施設ストックマネジメント 農業競争力強化基盤整備事業	オホカワ 大布川 (排水機場)	横芝光町 (日光町)	957ha H26～R8	ポンプ・ゲート改修 受電設備改修	1,665,600	ポンプ・ゲート改修 放水路改修	(246,293)	28,000	関係改良区 千葉県大田原土木改良区			
				放水路改修、上屋改修		161,700	65.1%	可とう管補修 N=4本	28,000			
基幹水利施設ストックマネジメント 農業競争力強化基盤整備事業	野 田 (排水機場)	鹿嶋市	128.9ha H27～R8	ポンプ・ゲート改修 受電設備改修	791,000	ポンプ改修 放流工改修	(10,000)	10,000	関係改良区 千葉県大田原土木改良区			
				放流工改修		8,690	71.7%	ゲート除塵機立廻設計 1式	10,000			
基幹水利施設ストックマネジメント 農業競争力強化基盤整備事業	新堀川 (排水機場)	鹿嶋市	821ha H28～R9	ポンプ・ゲート改修 受電設備改修	1,066,600	ポンプ改修 除塵設備改修	(32,116) 【 30,000 】	39,000	関係改良区 千葉県大田原土木改良区			
				除塵設備改修 上屋改修		38,884	66.9%	上屋(内部)改修 1式	15,000			
基幹水利施設ストックマネジメント 農業競争力強化基盤整備事業	アキカワ 家田川 (排水路)	鹿嶋市 旭 市 (旧千鶴町)	880.2ha R6～R14	排水路L1-4、230m 水門設備 N=2門	2,692,100	測量、実施設計 1式	(20,000)	20,000	関係改良区 千葉県大田原土木改良区			
				揚水機場上屋、測正水槽、 ポンプ、電動機、用水路 工		887,900	0.0%	測量、実施設計 1式	30,000			
基幹水利施設ストックマネジメント 農業競争力強化基盤整備事業	イナガハ (排水機場、用水路)	横芝光町 (日光町)	437.6ha R6～R11	区画整理 124.9ha 野雲排水 82.8ha	3,510,007	区画整理 124.9ha 野雲排水 82.8ha	(1,243) 【 30,000 】	45,226	関係改良区 千葉県大田原土木改良区			
				野雲排水 82.8ha		20,009	97.8%	区画整理付帯工 1式	(301,652) 【 60,000 】			
経営体育成基盤整備 農業競争力強化基盤整備事業	飯岡西部	旭 市 (旧飯岡町)	H22～R8							令和7年度総額 536,878		
県営事業 計					10,613,207		229,283	51.6%	5,799,792	172,226		

【団体営事業】

事業名	所在地	受益面積ha 工 期	全 体		令和6年度		R6年度まで		令和7年度		備考
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
シボウダガワ 新築田川	旭市	51.4ha R6～R8	排水路工 l=255m	195,700	実施設計 1式	12,100	実施設計 1式	6.2%排水路工 l=255m	(	17,900	事業主体 千葉県干潟土地改良区

【県営維持管理事業】

事業名	地区名	所在地	対象施設	R7 事業費	備考
基幹水利施設管理事業 (一般型)	オナネ 大利根	東庄町 旭市、區彦市	佐川、新川、新宿揚水機場 大幹線、西幹線の内16,372m	258,551	関係改良区 大利根・干潟
基幹水利施設管理事業 (特別型)	オナネ 大利根	旭市	新川排水機場	49,374	関係改良区 大利根・干潟
土地改良施設管理事業	オナネ 大利根	東庄町 旭市、區彦市	国営大利根造成施設の内の、基幹水利 施設、国営造成集管理以外の施設	155,600	関係改良区 大利根・干潟
土地改良施設管理事業	トウカサ 東総用水	鎌子市、旭市 東庄町	水機精造成施設の、幹線8.2km、 支線15.5km、P1189分所	36,147	関係改良区 東総用水

1 農業産出額（令和5年）

（千万円）

市 名	農 業 産出額	耕 種				畜 産				加工 農産 物			
		計	米	野菜	果実	花き	その他 作物	計	肉用牛		乳用牛	豚	鶏
銚 子 市	2,338	1,519	53	1,448	3	10	x	819	191	133	115	381	-
旭 市	5,594	2,200	354	1,602	20	x	x	3,395	282	128	2,263	705	17
匝 瑛 市	1,614	701	304	247	0	77	x	913	145	104	213	442	7
海 匠 計	9,546	4,420	711	3,297	23	x	x	5,127	618	365	2,591	1,528	24
県内シェア(%)	23.7	17.5	12.5	24.7	2.1			34.2	50.2	14.4	49.9	25.8	20.0
構成比(%)	100.0	46.3	7.4	34.5	0.2			53.7	6.5	3.8	27.1	16.0	0.3
県(億円)	4,029	2,526	569	1,336	108	200	x	1,501	123	254	519	593	12
													2

記号の説明
「0」：単位に満たないもの
(例：0.4千万円⇒0千万円)
「-」：事実にはないもの
「X」：個人又は法人等の秘密のもの
保護のため、非公表のもの

記号の説明
「0」：単位に満たないもの
(例：0.4千万円⇒0千万円)
「-」：事実でないもの
「X」：個人又は法人等の秘密
保護のため、非公表のもの

※表示単位未満を四捨五入しているため計と内訳が一致しない場合がある。（下表も同じ）

※海匠計は3市の合計値

※各市農業産出額「令和4年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）」、県農業産出額「農林水産統計」、市町村別農業産出額の全市町村計と県農業産出額は一致しない。

海匠地域農業産出額の推移

（千万円）

年産	農 業 産出額	耕 種					その他 耕種	畜 産					加工 農産 物	
		計	米	野菜	果実	花き		計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏		その他 畜産物
H29	9,915	5,555	903	4,247	20	157	228	4,360	434	340	2,402	1,169	15	-
H30	8,690	4,812	894	3,510	17	166	236	3,878	482	338	2,016	1,023	19	-
R元	8,439	4,352	829	3,077	26	x	x	4,087	450	379	2,203	1,029	26	-
R2	8,454	4,476	782	3,280	24	x	x	3,978	430	362	2,230	934	23	-
R3	7,674	4,054	575	3,075	22	x	x	3,619	493	365	1,962	776	23	-
R4	8,483	4,281	593	3,269	19	x	x	4,202	561	355	2,335	927	24	-
R5	9,546	4,420	711	3,297	23	x	x	5,127	618	365	2,591	1,528	24	-

※「市町村別農業産出額（推計）」農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果（農林水産省）

千葉県農業産出額の推移

(億円)

年産	農 業 産出額	耕 種										種 苗・ 苗木類 その他	畜 産					加工 農産 物	全国 順位
		計	米	麦類	雑穀 豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸 農作物	計		肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他 畜産物		
H29	4,700	3,265	732	1	91	204	1,829	179	183	8	38	1,432	95	276	546	506	9	3	4
H30	4,259	2,969	728	0	101	198	1,546	157	193	7	39	1,287	98	274	458	446	12	3	4
R元	3,859	2,609	689	x	74	207	1,305	114	174	6	x	1,248	100	269	442	425	12	2	4
R2	3,853	2,657	641	1	82	245	1,383	111	161	5	30	1,194	94	255	447	388	11	2	4
R3	3,471	2,375	466	1	93	215	1,280	101	187	5	26	1,094	107	257	393	326	11	2	6
R4	3,676	2,448	472	x	103	215	1,335	91	198	3	x	1,226	117	249	467	381	12	2	4
R5	4,029	2,526	569	x	69	212	1,336	108	200	2	x	1,501	123	254	519	593	12	2	4

令和5年 全国の市町村別農業産出額（推計）における上位10市町村の概要

順位	前年 順位	都道府県	市町村	農業 産出額 億円	主要部門 (括弧内は、産出額（億円）)	
					前年 産出額 億円	1 位部門 2 位部門
1	1	宮 崎 県	都 城 市	981.0	911.3	豚 (326.6) 肉用牛 (205.9)
2	2	愛 知 県	田 原 市	891.1	900.4	花き (344.5) 野菜 (312.6)
3	3	茨 城 県	鉾 田 市	677.1	655.7	野菜 (358.2) いも類 (157.0)
4	4	北 海 道	別 海 町	639.3	625.3	乳用牛 (605.6) 肉用牛 (19.1)
5	8	千 葉 県	旭 市	559.4	501.1	豚 (226.3) 野菜 (160.2)
6	6	静 岡 県	浜 松 市	545.6	522.0	果実 (179.7) 野菜 (131.4)
7	7	青 森 県	弘 前 市	532.8	504.4	果実 (469.8) 米 (35.9)
8	5	新 潟 県	新 潟 市	517.6	534.8	米 (278.1) 野菜 (149.1)
9	11	熊 本 県	熊 本 市	505.7	456.9	野菜 (269.2) 果実 (93.0)
10	12	栃 木 県	那須塩原市	504.0	455.5	乳用牛 (237.6) 鶏卵 (113.6)

2 主要農作物作付面積

(1) 水稻(子実用)作付面積、収穫量等(令和6年産) (単位: ha、kg、t)

区分	銚子市	旭市	匝瑳市	海匝地域	千葉県	海匝割合	地域順位
作付面積	436	2,900	2,720	6,056	50,600	12.0%	4
10a当収量	583	604	605	...	569	...	...
収穫量	2,540	17,500	16,400	36,440	287,900	12.7%	4

農林水産統計「作物統計」

(2) 野菜作付面積、収穫量、出荷量(令和5年産) (単位: ha、t)

品目名	区分	銚子市	旭市	匝瑳市	海匝計	千葉県	割合
1 春だいこん	作付面積	433	59	...	492	985	49.9%
	収穫量	24,100	3,280	...	27,380	52,200	52.5%
	出荷量	23,600	3,050	...	26,650	49,200	54.2%
2 秋冬だいこん	作付面積	493	75	...	568	1,470	38.6%
	収穫量	37,500	5,700	...	43,200	94,200	45.9%
	出荷量	34,500	5,130	...	39,630	86,700	45.7%
3 春キャベツ	作付面積	922	55	...	977	1,230	79.4%
	収穫量	39,600	2,370	...	41,970	50,600	82.9%
	出荷量	37,500	2,170	...	39,670	46,900	84.6%
4 冬キャベツ	作付面積	860	82	...	942	1,360	69.3%
	収穫量	41,300	3,610	...	44,910	62,700	71.6%
	出荷量	39,800	3,390	...	43,190	59,400	72.7%
5 冬レタス	作付面積	...	79	...	79	311	25.4%
	収穫量	...	1,500	...	1,500	5,500	27.3%
	出荷量	...	1,440	...	1,440	4,990	28.9%
6 春ねぎ	作付面積	...	4	15	19	484	3.9%
	収穫量	...	144	540	684	13,700	5.0%
	出荷量	...	134	500	634	12,100	5.2%
7 秋冬ねぎ	作付面積	...	19	37	56	1,210	4.6%
	収穫量	...	380	925	1,305	27,500	4.7%
	出荷量	...	305	841	1,146	25,100	4.6%
8 冬春きゅうり	作付面積	...	96	5	101	188	53.7%
	収穫量	...	12,000	685	12,685	22,400	56.6%
	出荷量	...	11,600	660	12,260	21,500	57.0%
9 冬春トマト	作付面積	13	35	9	57	220	25.9%
	収穫量	888	2,490	604	3,982	15,700	25.4%
	出荷量	856	2,340	569	3,765	14,500	26.0%
10 夏秋トマト	作付面積	31	53	6	90	426	21.1%
	収穫量	1,240	2,120	192	3,552	13,200	26.9%
	出荷量	1,180	2,010	177	3,367	11,500	29.3%

農林水産統計「野菜生産出荷統計」

※指定野菜について、野菜指定産地に包括されている市町村を調査した結果。属地統計。

3 家畜飼養数（令和２年）

（頭・千羽）

項目 市名	乳用牛			肉用牛			豚			採卵鶏			ブロイラー		
	飼養経営 体数	頭 数	1経営体当 り頭数	飼養経営 体数	頭 数	1経営体当 り頭数	飼養経営 体数	頭 数	1経営体当 り頭数	飼養経営 体数	成鶏めす 羽数(千羽)	1経営体 当り羽数 (千羽)	出荷経営 体数	出荷羽数 (千羽)	1経営体 当り羽数 (千羽)
銚子市	8	1,346	168	15	X (4,567)	X	7	12,680	1,811	7	1,008	144	—	—	—
旭 市	22	1,259	57	33	X (7,150)	X	52	249,202	4,792	13	1,673	129	2	X (659)	X (330)
匝瑳市	9	1,109	123	10	3,752 (5,074)	X	15	23,222	1,548	10	1,169	117	—	—	—
海匠地域	39	3,714	95	58	X (16,791)	X	74	285,104	3,853	30	3,850	128	2	X (659)	X (330)
千葉県	456	26,931	59	365	41,003 (36,924)	80	205	575,219	2,806	162	13,365	83	12	4,197 (2,930)	350
海匠割合	8.6%	13.8%		15.9%	— (45.5%)		36.1%	49.6%		18.5%	28.8%		16.7%	— (22.5%)	
県内順位	7	—		2	— (1)		1	—		2	—		2	— (1)	

2020年農林業センサス。但し肉用牛及びブロイラーの頭羽数は一部非公表のため、（）内にそれぞれ2010年及び2015年の農林業センサスの数値を記載した。

(参考) 主要指標に係る項目の解説

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。																						
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。																						
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。																						
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。																						
農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 <table border="0"> <tr><td>①露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr> <tr><td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 m²</td></tr> <tr><td>③果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr><td>④露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr><td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 m²</td></tr> <tr><td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr><td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr><td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr><td>⑪その他</td><td>調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> (3) 農作業の受託の事業	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350 m ²	③果樹栽培面積	10 a	④露地花き栽培面積	10 a	⑤施設花き栽培面積	250 m ²	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15 a																						
②施設野菜栽培面積	350 m ²																						
③果樹栽培面積	10 a																						
④露地花き栽培面積	10 a																						
⑤施設花き栽培面積	250 m ²																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
農業従事者	15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者をいう。																						
基幹的農業従事者	15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。																						

世帯員の 就業状態区分		農業との関わり		
		農業にのみ従事	農業とその他の両方に従事	
			農業が主	その他が主
普 段 の 主 な 状 態	主に仕事	基幹的農業従事者 農業従事者		
	その他 (家事、通学等)			